

# 県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2017/8年度第5号 2017年12月23日発行

## ◆ 団体交渉にご参加ください！

12月19日の緊急申し入れの結果、下記の日程にて、団体交渉が行われることとなりました！

### ▶ 団体交渉

**日時：12月25日（月）15：00～15：30**

**場所：未定（確定次第お知らせ）**

短い時間ですので、退職金減額問題と有期雇用教職員の無期転換にしばって交渉を行います。

14時半に組合室に集合し、交渉に臨みたいと思います。直前の案内となりますが、組合員ならびに当事者の方々、この問題に関心のある方は、ぜひご参集ください！参加者が多ければ多いほど力になります。

## ◆ 退職手当減額措置に関する大学の回答

過日、過半数代表が照会した退職手当制度の見直しに関して大学側より次のような回答がありました。

### Q1. 退職手当減額という不利益変更を行わなければならない高度の必要性について

(回答)

公立大学法人の退職手当の支給の基準は地方独立行政法人法第57条第3項により、「社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。」とあり、本学では地方独立行政法人化以降設立団体である滋賀県の職員退職手当条例と同様の定めをしてきた。

退職手当については、人事院の調査結果に基づき国家公務員退職手当法が改正され、平成30年1月1日に施行される予定である。

地方自治体である滋賀県も同じ改正の準備を進めており、既に12月14日の総務・政策・企業常任委員会において可決され、12月21日の本会議

において採決が行われる見込み。滋賀県職員退職手当条例が改正され平成30年1月1日に施行された場合、滋賀県本学もこれに準拠することが、社会一般の情勢に適合すると考える。

また、本学の退職手当については、全額を税金を財源とする運営費交付金で措置されていることから、設立団体である滋賀県の基準に準拠する必要があると考える。

### Q2. 減額の根拠となる人事院調査が行政職のみを対象としていることについて

(回答)

人事院の行った調査では行政職俸給表（一）適用者と民間企業の事務・技術関係職員の退職給付の比較がされている。国家公務員は、行政職以外にも教育職、研究職、医療職など多くの職種があり、その職種毎に俸給表が定められており、国家公務員の中で一番対象者の多い行政職俸給表（一）適用者が人事院の調査では比較されたものとする。このことは例年の人事院勧告と同じ取扱いである。国家公務員の退職手当制度では、職種によって退職手当の計算方法は異なるものではなく、この構造は、地方自治体においても本学においても同じである。

国立大学も国の退職手当法の改正に準じて対応するものと承知している。滋賀県職員については、滋賀県人事委員会が県内企業を対象に給与調査を行い、これに基づく給与勧告を行っているが、退職手当は勧告の対象となっておらず、人事院が全国を対象にして実施した調査が唯一の基準となっている。

### Q3. 手続きの適切性について①県条例案との関係

(回答)

12月4日に知事が滋賀県議会に滋賀県職員の退職手当条例改正案を提案されたのを受けて、本学においても同様の改正案を12月4日開催の経営協議会に提案し、翌5日に過半数代表者に意見照会した。できる限り意見聴取する期間を確保しようと

した。

滋賀県の条例改正の動向を見定めなければ、本学が先行して改正することはできない。

退職手当規程改正に関して、1月中下旬に改めて対象者に向けて説明会を開催することを計画しているが、個別の問い合わせにも回答している。

#### Q 4. 手続きの適切性について②経営協議会での審議

(回答)

公立大学法人滋賀県立大学職員退職手当規程の改正は、「規程」であるので経営協議会または教育研究評議会の議を経て、理事長が定めることから、本年12月4日に開催された経営協議会において、「滋賀県における条例等の改正状況を見定めながら、職員の過半数を代表する者の意見を聴き、関連する規程等の改正を行う」と提案し、了承された。今後、経営協議会での条件であった職員の過半数を代表する者の意見を聴取し、滋賀県職員退職手当条例の改正案が予定通り改正された場合には、12月27日開催予定の役員会で審議し、理事長が定める。

大学の回答に対し、過半数代表は手続きの適切性に関して下記のような追加照会を行っています。

#### Q 3. 追加照会

複数の国立大学で、3月施行などを当初から大学が組合に提案しているところもあるとの情報を得ている。また、滋賀県内においても、複数の基礎自治体において1月1日施行を見送っているところもある。

その中で、地方独立行政法人として民間の労働法制の適用を受け、労使自治により労働条件を決めるべき公立大学法人において、十分な(事前の)説明もなく拙速に進めなければならない理由はない。

以上を踏まえ、1月1日施行にしなければならない理由をご説明ください。

#### Q 4. 追加照会

12月4日開催の平成29年度第3回公立大学法人滋賀県立大学経営協議会においては、「平成29年度教職員給与の改定等について」という2頁の文書のみが資料として出され、公立大学法人滋賀県立大学職員退職手当規程の改正案など、個別の関連規程の改正案は示されていない。従って、12月4日の経営協議会では、給与改定の方向性については審議了承されているかもしれないが、規程改正は審議していない。

また、方向性だけを定めるにしても、改定の必要性を説明する資料(例えば人事院の調査)もなければ、反対する意見(労働者の過半数を代表する者や労働組合の意見)もなく、たった2頁の概要資料をもって審議が行われたことは、本件のような重大な労働条件の不利益変更事案において極めて無責任・不誠実である。

以上により、先の回答では、手続きが不適切であるという疑念はぬぐえない。

改めて、経営協議会における本件の扱いについてご説明ください。

重大な不利益変更について、労働者の意見をふまえず、改正ありきで拙速な結論を急ぐ本学の姿勢は、「社会一般の情勢に適合する」とは言い難いものです。長年、本学に貢献してきた方々に対し、真摯な対応を求めます。

#### ◆ 契約職員勉強会・交流会のお知らせ

現在、県大教では、有期雇用教職員の雇用上限撤廃に取り組んでいるところです。

無期転換について、よく分からない、どうなっているの?など、不安や疑問はありませんか。

県大教では、契約職員の方々を対象に、無期転換問題についての勉強会兼交流会を企画しました。一人で悩まずに、同じ職場で働く仲間と交流してみませんか。

日時：2018年1月17日(水) 12:10~13:10

場所：カルチャールーム1(A2棟1階)

